

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1. 件名

令和7年度ニューヨーク市との相互観光PRに伴う運營業務委託

2. 契約期間

令和8年1月22日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

4. 事業目的

東京の友好都市であるアメリカ合衆国・ニューヨーク市はアメリカの中でも有数の観光市場でありかつトレンドの発信地としても有力な都市である。ニューヨーク市からより多くの旅行者を獲得していくためには、東京としてより一層強い観光の魅力の発信が必要である。

そこで、ニューヨーク市から提供された広告媒体を活用し、現地市民及び現地を訪れた観光客に対して、東京の観光の魅力をPRする広告を掲出することで、訪都旅行者の増加を図る。また、東京において、ニューヨーク市に都内の広告媒体を提供し、ニューヨーク市の観光の魅力をPRする広告を掲出することで、ニューヨーク市への旅行者の増加を図る。このように、各都市の一般市民及び現地を訪れた外国人観光客に対して相互に観光PRを実施し、両都市の認知度向上、旅行者誘致を図る。

5. 全体運営

(1) 実施コンセプト

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp>

(2) アイコンの活用について

本仕様書にて規定する制作物については、特に指定のない限り、原則としてアイコンを使用したデザインとする。

(3) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

(4) 進捗状況の管理

広告制作、校正確認、入稿、納品等、全体スケジュールを策定すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB と常に協議、調整をしながら業務を進行すること。

6. 委託内容

(1) 全体について

ア 受託者は、東京・ニューヨーク両都市の相互 PR のため、次の事業を実施すること。

(ア) ニューヨーク市内における東京の広告掲出

(イ) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出

(ウ) 相互の広告掲出に関する調整業務

(エ) (ア) (イ) (ウ) に関する報告

イ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について TCVB と協議の上決定し、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し TCVB に提出すること。

オ 受託者は、本事業の目的に基づきニューヨーク市の一般市民に対して、旅行目的地としての東京の魅力が的確に伝わるよう事業を遅滞なく実施すること。

カ 実施にあたっては、事前に両都市の広告媒体及び広告掲出施設について掲出場所、広告のサイズ、数量、掲出方法等の広告掲出に必要な項目を確認したうえで行うこと。

キ 相互の観光 PR を円滑に行うため、東京都交通局、ニューヨーク市及びニューヨーク市が提供する広告媒体及び広告掲出施設等の関係者と連絡調整を行うこと。

ク 東京都はニューヨークにおいて、旅行者誘致のセールス拠点として東京観光レップを設置している。受託者は必要に応じて東京観光レップと情報共有を行うこと。

(2) ニューヨーク市内における東京の広告掲出

ア 広告ビジュアルについて

掲出するクリエイティブに関しては、TCVB より提供する東京ブランドビジュアル

(別紙1) の全5案を予定している。なお、最終的な掲出クリエイティブは、TCVB 及び東京都との調整によって確定し、クリエイティブディレクターの監修・確認により変更が生じることもある。

イ 広告素材の入稿

(ア) 受託者は、TCVB より提供する画像等の広告素材を、ニューヨーク市、または同市が指定する広告媒体先に入稿すること。その際、必要に応じて、媒体の仕様に合わせてレイアウトやリサイズ等の調整を行うこと。なお、広告の掲出作業はニューヨーク市が行うが、スケジュール確認、校正確認、現地での掲出確認等は受託者が行うものとする。入稿・レイアウト調整・リサイズ・現地での掲出確認等にかかる費用は契約金額に含むこととする。また、広告の掲出作業及びそれに伴う費用、広告媒体の購入費用は、ニューヨーク市が負担する。

(イ) ニューヨーク市が提供する広告媒体及び掲出期間は、下記を想定している。なお、ニューヨーク市へは令和8年2月6日(金)までにデータ等を入稿すること。

① 掲出時期(予定)：令和8年2月下旬から～3月下旬までの2週間

② 掲出媒体(予定)：Link NYC (屋外)

Link NYC：<https://www.link.nyc/home.html>

ウ 入稿データ確認

入稿前にTCVBに内容確認を行い、その承認を受けた上で入稿作業を行うこと。なお、入稿した最終広告データはPDFで提出すること。

エ 掲出確認

広告媒体及び広告掲出施設において、掲出確認用の写真を撮影すること。掲出確認用の写真は、5種のビジュアルそれぞれ1枚以上撮影すること。撮影時は「ニューヨーク市掲出予定媒体ロケーション情報(日時指定分)」を参照し、1か所以上で実際に広告が掲出されたことがわかるように撮影すること。

(3) 東京都内におけるニューヨーク市の広告掲出

ア 広告媒体の購入

(ア) 受託後、TCVBが指定する、ニューヨーク市に提供する東京都内の広告媒体を購入すること。なお、広告媒体は確保済み(仮予約済み・別紙2)であり、購入する広告媒体及び期間は下記(イ)の通りである。

(イ) ニューヨーク市に提供する東京都内の広告媒体及び掲出期間は以下のプランで掲出すること。

① 掲出時期(予定)：令和8年3月1日(日)～3月15日(日)の約2週間

② 掲出媒体(予定)：

- ・ 都営ステーションビジョン日比谷(65インチ16面のデジタルサイネージ)
- ・ 新宿KTビジョン(65インチ23面のデジタルサイネージ)
- ・ 新橋16面DSセット(70インチ16面のデジタルサイネージ)

都営交通広告メディアガイド：

[https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/other/kanren/ad/media_guide_2025/
book.pdf](https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/other/kanren/ad/media_guide_2025/book.pdf)

イ 広告媒体の入稿

受託後、上記広告媒体の掲出用としてニューヨーク市が提供する広告素材（静止画1種類）を、媒体の仕様に合わせて、レイアウトやリサイズ等の調整等を行い、媒体社へ入稿すること。また、その費用を契約金額に含むこと。

ウ 掲出確認

広告媒体及び広告掲出施設において、東京都内で掲出したロケーションごとに2～3枚程度、掲出確認用の写真を撮影すること。

エ 広告料金の支払い

受託者は別途提供する上記媒体の広告料を各事業者へ支払うこと。なお、契約金額には各事業者への支払い費用が含まれるものとする。

(4) 実施報告

前項(2)エ及び(3)ウにおける掲出写真とあわせ、両都市における広告掲出の実施結果について、露出媒体のロケーションリスト、Proof of Performance (PoP) 等、媒体ごとに入手可能な情報を一緒に報告書にまとめ、TCVBへ提出すること。

7. 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。TCVBの承認をもって請求書を発行すること。提出物の形式等については、下記に従うこと。

(1) 業務完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること

(2) 実施報告書

A4版縦、横書きカラーで作成し、電子データ(PDF)を納品すること。

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

[*https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx)

10. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり8.によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

**https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

***https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 6.で受託者が収集する担当者の情報（氏名、性別、メールアドレス）

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*に定められた事項を遵守すること。

****https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、8.によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、TCVBと別途協議の上、処理すること。

(2) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。

(3) 廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、

プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とすること。

- (4) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (5) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 外山、北村
Email：y.toyama@tcvb.or.jp / kitamura@tcvb.or.jp